

5. 2 市民等による改善施策の評価体制の構築

(1) 市民による改善施策の評価委員会の設置

契約制度に対する市政運営の透明性を高めるとともに、市民の市政に対する信頼の回復のため、本報告書を踏まえた契約制度等の改革が、着実に実施されているかを評価する市民参加の委員会を設置することが必要であると考ええる。

(2) 入札等監視委員会の設置

入札及び契約の過程ならびに契約の内容の透明性を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第15条の規程に基づく適正化指針に定める第三者監視機関を設置する必要があると考ええる。

(3) ヘルプラインの設置

コンプライアンス(倫理・法令遵守)に関する相談及び内部通報の窓口等ならびに外部からの談合情報及び苦情処理の対応のために、市の組織の内部にヘルプラインを設置するだけでなく、外部にも入札等監視委員会と連携したヘルプラインを設置することが必要であると考ええる。

(4) 信頼回復と評価のための情報公開

本報告書は、事件の再発防止と失った市民からの信頼回復を目指しているが、一度失ったものを回復するのは遠い険しい道であると考ええる。

また、上にあげた各改善施策は不正のない市政を市民も参加して築くことを目指しているが、そのためには市民等が正しく評価できるように公正な情報提供が不可欠であると考ええる。

このように、市民からの信頼回復と施策の評価に資するための情報公開をこれまで以上に進め、市民も参加したまちづくりを築く必要があると考ええる。